文系ラボ　日本史のテーマ史

日本史 法制史 確認問題集

全19問　／　解答・解説は後半　　名前 _____

記事「日本史 法制史まとめ｜律令から御成敗式目・憲法までの流れ」を読んだあとに解く問題集です。答えを書いてから後半の解答・解説で確かめ、間違えた問題は解説にある記事の節を読み直してください。

第1部　一問一答

問いに当てはまる語句を答えなさい。

1　『日本書紀』に全文が載り、604年に定められたとされる、役人の心構えを説いた17か条の決まりは何か。

2　律に定められた5種類の刑罰（笞・杖・徒・流・死）をまとめて何というか。

3　833年に清原夏野らがまとめた、養老令の公式の注釈書は何か。

4　律令や格を実際に運用するための細かな規則を何というか。

5　令に定められていない、新しく置かれた官職をまとめて何というか。

6　御成敗式目のあと、鎌倉幕府が必要に応じて出した新しい法令を何というか。

7　室町幕府が出した追加の法令をまとめたもので、「建武年間以後に御成敗式目へ追加された法令」という意味の名をもつものは何か。

8　1526年に今川氏親が定めた、東国で最古の分国法は何か。

9　1615年閏6月、江戸幕府が大名の居城以外の城を壊させた命令は何か。

10　1890年に公布された民法（旧民法）の編纂の中心となった、フランスの法学者はだれか。

第2部　正誤問題

次の文ア〜エのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

11 古代の法について。

ア　飛鳥浄御原令は、天武天皇が編纂を命じ、持統天皇が施行した。
イ　大宝律令は、刑部親王と藤原不比等らが完成させた。
ウ　養老律令は、718年にまとめられ、同じ年に施行された。
エ　延喜式は、三代格式のなかでほぼ完全な形で今に伝わる。

12 中世の法について。

ア　御成敗式目は、執権北条泰時が評定衆とともに定めた。
イ　御成敗式目は、源頼朝以来の先例と武家社会の慣習を基準とした。
ウ　御成敗式目の制定によって、公家法や本所法は効力を失った。
エ　建武式目は、足利尊氏が示した17か条の政治方針である。

13 江戸幕府の法について。

ア　武家諸法度（元和令）は、金地院崇伝が起草した。
イ　参勤交代は、1615年の武家諸法度（元和令）で制度化された。
ウ　禁中並公家諸法度は、幕末まで改められなかった。
エ　公事方御定書の下巻は、御定書百箇条と呼ばれる。

14 近代以降の法について。

ア　大日本帝国憲法は、天皇が定めて国民に与える欽定憲法であった。
イ　旧民法は、ドイツ民法を手本として編纂された。
ウ　明治民法は、戸主権と家督相続による家制度を定めた。
エ　1947年の民法改正で、戸主や家督相続が廃止された。

第3部　年代の並べ替え

次のア〜エを、古いものから年代順に並べなさい。

15 古代の法を年代順に並べなさい。

ア　弘仁格式が成立した。
イ　飛鳥浄御原令が施行された。
ウ　養老律令がまとめられた。
エ　大宝律令が完成した。

16 中世から近世の法を年代順に並べなさい。

ア　塵芥集が定められた。

イ　建武式目が示された。

ウ　刀狩令が出された。

エ　御成敗式目が定められた。

17 近世から近代の法を年代順に並べなさい。

ア　大日本帝国憲法が発布された。

イ　公事方御定書が完成した。

ウ　刑法と治罪法が公布された。

エ　武家諸法度（寛永令）が出された。

第4部　論述問題

次の問いに答えなさい。字数は目安です。

18 御成敗式目が制定された背景と、その適用の範囲について、100字程度で説明しなさい。

19 旧民法が施行されずに明治民法が作られた経緯と、明治民法の家族のしくみを120字程度で説明しなさい。

日本史 法制史 確認問題集　解答・解説

第1部　一問一答

1 **十七条憲法（憲法十七条）**

日本で最初の成文法とされますが、中身は刑罰や役所のしくみではなく道徳的な訓戒です。成立については諸説あります。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／飛鳥時代

2 **五刑**

笞と杖はむちで打つ刑、徒は懲役、流は遠い土地に送る刑です。特に重い8つの罪は八虐と呼ばれました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／奈良時代

3 **令義解**

まちまちだった令の解釈を統一するために作られました。養老令の条文が分かるのは、この書や『令集解』に引用されて残ったためです。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／奈良時代

4 **式**

律令を補ったり改めたりする法令は格です。格と式をまとめた法典が三代格式です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

5 **令外官**

奈良時代の中納言・参議、平安時代初めの蔵人頭や検非違使などがあり、政治の必要に応じて律令の官制を補いました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

6 **式目追加（追加法）**

式目はすべての事がらを網羅した法典ではなかったため、その後も法令が追加されました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉時代

7 **建武以来追加**

建武式目に追加した法令ではない点が正誤問題でねらわれます。室町幕府の基本法は御成敗式目でした。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／室町〜戦国時代

8 **今川仮名目録**

のちに子の義元が追加を定めました。分国法には御成敗式目を手本にしたものが多く見られます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／室町〜戦国時代

9 **一国一城令**

翌7月には武家諸法度（元和令）が出され、大坂の陣のあと幕府は大名を統制する法をすぐに整えました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代前期

10 **ボアソナード**

刑法と治罪法の起草にもかかわりました。旧民法はフランス民法を手本としましたが、民法典論争で施行が延期されました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代

第2部　正誤問題

11 **ウ**

養老律令が施行されたのは757年で、藤原仲麻呂のもとでのことでした。完成年と施行年のずれがよく問われます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／奈良時代

12 **ウ**

式目が適用されたのは幕府の支配の及ぶ範囲で、朝廷の公家法や荘園領主の本所法は引き続き使われました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉時代

13 **イ**

参勤交代が制度化されたのは、3代将軍家光が1635年に出した寛永令です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代前期

14 **イ**

旧民法の手本はフランス民法です。明治民法はドイツ民法の草案などを参考にしました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代、入試で狙われるポイント

第3部　年代の並べ替え

15 **イ→エ→ウ→ア**

飛鳥浄御原令の施行（689年）→大宝律令（701年）→養老律令（718年）→弘仁格式（820年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

16 **エ→イ→ア→ウ**

御成敗式目（1232年）→建武式目（1336年）→塵芥集（1536年）→刀狩令（1588年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

17 **エ→イ→ウ→ア**

寛永令（1635年）→公事方御定書（1742年）→刑法・治罪法の公布（1880年）→大日本帝国憲法の発布（1889年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

第4部　論述問題

18 **解答例：承久の乱のあと、地頭として各地に広がった御家人と荘園領主との争いが増えたため、北条泰時は裁判の基準として御成敗式目を定めた。適用は幕府の支配の及ぶ範囲に限られ、公家法や本所法も並んで用いられた。**

採点のポイント：①承久の乱後の地頭と荘園領主の争い、②裁判の基準を示すため、③適用は幕府の支配の及ぶ範囲で公家法・本所法と並立、の3点が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉時代、論述で使える要点

19 **解答例：ボアソナードを中心にフランス民法を手本とした旧民法は、日本の伝統的な家族道徳に合わないと批判され、民法典論争の結果、施行が延期された。その後作られた明治民法は、戸主に強い権限を与え、長男が家督を単独で相続する家制度を定めた。**

採点のポイント：①旧民法の手本（フランス民法・ボアソナード）、②家族道徳に合わないという批判と民法典論争、③施行延期、④明治民法の戸主権と家督相続、の4点が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代

記事：日本史 法制史まとめ｜律令から御成敗式目・憲法までの流れ　https://lawcityblog.com/nihonshi-theme-hosei/
問題・解説は文系ラボのオリジナルです。無断転載を禁じます。